

職員の懲戒処分について（令和7年12月1日付け）

北部上北広域事務組合に勤務する当該職員が地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反したことから地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき処分を行いました。

この事案に関して、下記のとおり北部上北広域事務組合職員に対する懲戒処分の公表基準に基づき公表します。

記

1 当事者

所 属	職 名	年 齢	性 別	処分内容
六ヶ所消防署	主 査	20代	男 性	停職6か月

2 管理監督者

所 属	職 名	年 齢	性 別	処分内容
消 防 本 部	消防長	50代	男 性	口頭による嚴重注意
六ヶ所消防署	署 長	60代	男 性	戒 告

3 処分期日 令和7年12月1日

4 管理者から

この度の消防職員の地方公務員法違反に関しまして誠に遺憾であり、地域住民の信頼を裏切る結果をまねき心よりお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、全職員に対し改めて再発防止に向けた綱紀粛正と服務規律の徹底を行い、地域住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。